

令和5年8月28日

美幌町長 平野浩司 様

美幌町監査委員 西村与志博

美幌町監査委員 吉住博幸

令和4年度財政健全化及び経営健全化審査の意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により、審査に付された令和4年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率を審査した結果、別紙のとおり意見を提出する。

財政健全化審査意見

1 審査の概要

令和4年度決算に係る財政健全化審査は、町長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

健全化判断比率	令和4年度	早期健全化基準	備考
① 実質赤字比率	－ (%)	14.03 (%)	
② 連結実質赤字比率	－ (%)	19.03 (%)	
③ 実質公債費比率	6.9 (%)	25.0 (%)	
④ 将来負担比率	－ (%)	350.0 (%)	

注) 「－」は、実質赤字額及び連結実質赤字額がないものである。

(2) 個別意見

① 実質赤字比率及び連結実質赤字比率

令和4年度において実質赤字及び連結実質赤字は生じていないため、特に問題はないと認められる。

② 実質公債費比率

令和4年度の実質公債費比率は6.9%となっており、早期健全化基準の25.0%と比較すると下回っており、良好な状態であると認められる。

③ 将来負担比率

令和4年度の将来負担比率はマイナスとなっており、早期健全化基準の350.0%と比較すると下回っており良好な状態にあると認められる。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

経営健全化審査意見

1 審査の概要

令和4年度決算に係る経営健全化審査は、町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

比率名	会計の名称	令和4年度	経営健全化基準
資金不足比率	公共下水道特別会計	1.4 (%)	20.0 (%)
	個別排水処理特別会計	— (%)	20.0 (%)

注) 「—」は、資金不足額がないものである。

(2) 個別意見

- ・ 公共下水道特別会計 資金不足比率は1.4%となっているが、経営健全化基準未満である。
- ・ 個別排水処理特別会計 資金不足額がないため特に問題はないと認められる。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

なお、公共下水道特別会計において資金不足額が生じたが、令和5年4月1日地方公営企業法適用に伴う公営企業会計への移行に伴い、令和5年3月31日付けをもって打ち切り決算としたことによるものであるため、特に指摘すべき事項はない。